

論 説

アメリカにおける裁判官公選制と デュー・プロセス

原 口 佳 誠

序論

- I 現代アメリカにおける裁判官選挙の変容
 - A 裁判官公選制の制度的展開
 - B 現代の裁判官選挙の党派政治化
 - C 裁判官選挙における言論の自由と選挙資金規制の限界
- II 裁判官選挙資金とデュー・プロセス
 - A 裁判官選挙資金と公正な裁判の保障
 - B 公正な裁判と裁判官の忌避制度
 - C Caperton v. A. T. Massey Coal Co. (2009)
- III 合衆国最高裁判所の法形成と諸州による制度改革の展望
 - A 合衆国最高裁判所の提示する州の裁判官モデル
 - B 裁判官選挙と市民の信頼
 - C Caperton 事件と制度改革の潮流

結論

序 論

現代の裁判官公選制と公正な裁判をめぐる問題は、合衆国最高裁判所が判断すべき全国レベルの重要性を有する法的争点へと発展している。2002年の Republican Party of Minnesota v. White（ミネソタ州共和党対ホワイト事件）⁽¹⁾ は、裁判官選挙候補者の言論規制を合衆国憲法第 1 修正に照ら

(1) 536 U. S. 765 (2002).

して違憲無効とした事例であり、裁判官候補者による政治的争点に関する自由な言論を保障し、それによって裁判官選挙の完全な党派政治化の道を開いたと評価される。一方で、2009年の *Caperton v. A. T. Massey Coal Co.* (ケイパートン対マッシー石炭鉱業会社事件)⁽²⁾ は、裁判官選挙において当事者から多額の寄付を受けた裁判官が審理担当を回避しないのは、公平な裁判を保障する合衆国憲法第14修正のデュー・プロセスに違反するとした事例であり、裁判官選挙の過度の党派政治化に対して最低限の歯止めをかけるものであった。

本論稿では、*Caperton* 事件における裁判官公選制とデュー・プロセスの論点を検討し、党派政治化した裁判官選挙を経た裁判官が裁判を行う際に、いかにして公正かつ中立な裁判を実現するのかという問題を取り扱う。裁判のデュー・プロセスとそれに対する市民の信頼の関係を、法制史研究・政治学研究を参照しながら検討する。さらに、この合衆国最高裁の判例法理がもつ全国的影響について、諸州による最新の制度改革の成功と挫折を取り上げながら評価を行い、今後の裁判官公選制とデュー・プロセスのあり方を展望する。

I 現代アメリカにおける裁判官選挙の変容

A 裁判官公選制の制度的展開

裁判官公選制は、市民が直接選挙によって州裁判所の裁判官を選出する、アメリカ特有の制度である⁽³⁾。その制度趣旨は、第1に、裁判官を選

(2) 129 S. Ct. 2252 (2009).

(3) 世界におけるごく限られた例外として、スイスの州の一部の裁判所における裁判官公選制、ならびに日本における最高裁判所裁判官の国民審査（日本国憲法第79条第2項・3項）が存在する。制度の背景として、スイスでは直接民主制が深く浸透していること、そして日本の最高裁裁判官任命方式はアメリカの州裁判官公選制の一類型であるメリット・プランをモデルに形成されたことが

挙によって民主的統制のもとに置くこと、つまり司法府における人民主権の貫徹にある⁽⁴⁾。第2に、裁判官の任命過程から他の政治部門による政治的圧力を排除し、民主的正統性を直接付与することによって強固な司法府を創出すること、すなわち司法府の独立と三権分立の徹底にある⁽⁵⁾。

裁判官公選制の現代的変容を論ずるにあたり、その前提となる裁判官公選制の歴史的沿革ならびに制度設計を簡潔に整理したい⁽⁶⁾。1832年、ジャクソニアン・デモクラシーの興隆を通じて、ミシシッピ州で裁判官公選制が初めて導入された。その後、州議会の専断的な立法とそれに対する州裁判所の抑制機能の不在を懸念する法律家が、市民の選挙により民主的正統性を裁判所に直接付与することで司法の独立を確保しようとする観点から、裁判官公選制導入のための憲法修正を推進するようになる。1846年にニューヨーク州でも裁判官公選制が導入されると、29州中およそ半数の15州が同制度を相次いで採用し、南北戦争後には38州中21州に増加した。

裁判官選挙においては、裁判官候補者が所属政党を明示する党派的裁判

考えられる。スイスの直接民主制と州裁判所の裁判官任命の概観として、See Wolf Linder and Isabelle Steffen, *Swiss Confederation*, in LEGISLATIVE, EXECUTIVE, AND JUDICIAL GOVERNANCE IN FEDERAL COUNTRIES (Katy Le Roy and Cheryl Saunders eds., 2006).

- (4) 裁判官公選制の制度趣旨として、一般的には人民による司法府の統制が挙げられてきた。田中英夫『英米の司法』359-405頁（東京大学出版会，1973）。この制度趣旨を人民立憲主義から裏付ける研究として、木南敦「アメリカの代表民主政と裁判官選挙」紀平英作編『アメリカ民主主義の過去と現在』（ミネルヴァ書房，2008）所収。
- (5) 1840年代後半以降の裁判官公選制導入は、州議会で影響力をもつ法律家主導で行われ、司法府の独立を目的としていたことは、1980年代の Kermit L. Hall による法制史研究により立証され、現在は学界で広く受け入れられている。See Kermit L. Hall, *The Judiciary on Trial: State Constitutional Reform and the Rise of an Elected Judiciary, 1846-1860*, 44 HISTORIAN 337 (1983).
- (6) 裁判官公選制の歴史的展開の詳細については、拙稿「アメリカにおける州裁判官公選制の課題（1）—政治部門からの独立性と民主的基盤」早稲田大学大学院法研論集129巻209頁（2009）参照。

官選挙が通常であった。しかし、19世紀末より産業・資本主義が高度化して政治と選挙の腐敗が認識されるようになると、裁判官選挙の党派政治化もまた懸念されるようになった。この結果、所属政党を明示しない非党派の裁判官選挙の導入がみられるようになり、1927年には12州が非党派の裁判官選挙を採用するに至った。党派の裁判官選挙から非党派の裁判官選挙への移行は憲法修正が不要であり、制度移行が比較的容易であった⁽⁷⁾。

しかし、パウンド (Roscoe Pound, 1870-1964) が省察したように、裁判官が選挙を行うこと自体が、「裁判官を政治家にならしめ、裁判所に対する伝統的な尊敬をほとんど失わせる」⁽⁸⁾ という懸念が、アメリカ法曹協会 (American Bar Association)・アメリカ司法協会 (American Judicature Society) 等の法律家団体で広く共有されるようになった。その後の裁判官公選制制度改革の潮流は、司法府の政策形成に対する市民による統制という意味での「民主的アカウンタビリティ (democratic accountability)」の重視から、司法府が法専門職たる法律家全体に対して責任を負うという意味での「専門的アカウンタビリティ (professional accountability)」の重視への移行として理解しうる⁽⁹⁾。多くの研究者・実務家が制度改革構想を提起し、1940年、ミズーリ州においてメリット・プランが初めて導入された。同制度は、裁判官任命諮問委員会が候補者名簿を作成し、州知事が当該名簿から裁判官を任命し、任命された裁判官が定期的な信任投票を受け、という3段階から成る裁判官選任方式である。同委員会は、法律家・裁判官・一般市民によって構成され、法律家としての資質 (merit) を基

(7) See F. Andrew Hanssen, *Learning About Judicial Independence: Institutional Change in the State Courts*, 33 J. LEGAL STUD 431 (2004).

(8) Roscoe Pound, *The Causes of popular Dissatisfaction with the Administration of Justice*, 29 A. B. A. REP. 395, 417 (1906). 本講演の解説については、東孝行「R. パウンド『裁判に対する民衆の不満の原因』」六甲台論集4巻2号136頁(1957)参照。

(9) See Kermit L. Hall, *Progressive Reform and the Decline of Democratic Accountability: The Popular Election of State Supreme Court Judges, 1850-1920*, 1984 AM. B. FOUND. RES. J. 345, 350 (1984).

準に裁判官候補者を選出する。この制度は、現職裁判官の信任投票という形式で裁判官選挙の要素を残しつつ、投票にあたり対立候補が存在しないため過度の党派政治化を避けられるとした点で画期的であった。メリット・プランは、法律家団体の積極的な推進運動を背景として浸透し、やがて全国の過半数の諸州で採用されるに至った。

もっとも近年では、裁判官任命諮問委員会が過度に法律家によって支配されており、裁判官任命がリベラルに偏っていると批判するバック・ラッシュが生じている。メリット・プランを採用した州では、党派的裁判官選挙へと戻す運動⁽¹⁰⁾、あるいは州知事指名・議会承認という連邦裁判所と同様の裁判官選任方式へと変更しようとする運動⁽¹¹⁾もみられる。このようなバック・ラッシュは2011年3月時点において、アリゾナ州・フロリダ州・ハワイ州・ミズーリ州・カンザス州・ニューヨーク州・オクラホマ州・テネシー州の8州において顕著である⁽¹²⁾。

現在の州最高裁判所裁判官の任命方式の全国的分布をみると、党派的裁判官選挙による州が8州、非党派的裁判官選挙による州が14州、メリット・プランによる州が14州および1特別区、メリット・プランと他の任命方式の混合方式をとる州が9州、知事による任命の州が3州、ならびに議会による任命の州が2州、となっている⁽¹³⁾。

(10) テネシー州最高裁判所ならびに控訴裁判所・刑事控訴裁判所の裁判官は、1994年法に基づきメリット・プラン (Tennessee Plan) により任命されてきた。しかし、2009年に同法が失効したことに伴い新たに制定された法律では、信任投票により空席となった裁判官席の補充につき、知事が裁判官任命諮問委員会の推薦に基づき暫定的に裁判官を任命し、その後最初に行われる総選挙において競争的裁判官選挙を実施するものとされた。

(11) 例えば、2011年、カンザス州控訴裁判所裁判官任命方式についてメリット・プランから議会任命方式への変更が政治的に争われ、州議会下院において議会任命方式とする法案 (HB2101) が可決したものの、上院において否決された。Joseph N. Morina, *2011 Legislative Update*, 80 THE JOURNAL OF KANSAS BAR ASSOCIATION 25 (July-August, 2011).

(12) アメリカ司法協会調べ。AJS Action Alert, available at <http://www.ajs.org/selection/docs/AJSActionAlert.pdf> (Last visited Oct. 1, 2011).

B 現代の裁判官選挙の党派政治化

従来の裁判官選挙は、一般的には市民の関心を集めることがなく、かつコストもかからない選挙であった。裁判官候補者は、選挙演説において自らの法律家としての資質と実務経験、あるいは司法制度の改善策等を論じ、各州の法律家協会、新聞の社説、市民団体等からの支持を得ようとした。現職裁判官は、極めて論争的な判決を下したり不祥事を起こしたりしない限りは選挙に勝利する場合がほとんどであり、特に対立候補が存在しない信任投票においては、現職裁判官が勝利することはほぼ確実であった。空席の裁判官席をめぐる裁判官選挙では、候補者は知名度、所属政党、新聞の支持ないし法律家協会の推薦によって選挙で勝利することができた⁽¹⁴⁾。

しかし、1970年代末期から、一部の州の裁判官選挙において党派政治化現象がみられるようになった。「より敵意に満ち、より騒々しく、よりコストがかかる (nastier, noisier, and costlier)」⁽¹⁵⁾と端的に表現される現代の裁判官選挙では、様々な利益集団の介入が行われてきた。その背景として、第一に、法文化の変容が挙げられる。フリードマン (Lawrence M. Friedman) によれば、1980年代以降のアメリカ法では、「法の爆発 (law explosion)」というべき現象が生じていた。現代的な新しい法文化は、その特色として「正義に対する一般的期待」と「補償に対する一般的期待」を内包しており⁽¹⁶⁾、そのような法文化を背景としたアメリカ市民の権利の拡充が、議会ならびに裁判所を舞台に行われてきた。不法行為事件

(13) AUDREY S. WALL, *THE BOOK OF THE STATES* 2011, 213-215 (2011).

(14) Anthony Champagne, *Interest Groups and Judicial Elections*, 34 *LOU. L. A. L. REV.* 1391, 1393-94 (2001).

(15) Roy A. Schotland, *Comment*, 61 *LAW & CONTEMP. PROBS.* 149, 150 (1988).

(16) LAWRENCE M. FRIEDMAN, *TOTAL JUSTICE* 43 (1985). なおフリードマンは、同時に登場した「訴訟爆発 (litigation explosion)」の用語は、現実の訴訟の統計データに基づかないミスリーディングな用語であるとして批判する。

ならびに刑事事件のほとんどを終局的に扱う州裁判所は、市民による正義と補償の一般的期待に応える最も重要なフォーラムであったといえる。第二に、アメリカ政治のイデオロギー的分極化が挙げられる。1980年代以降、共和党・民主党間のイデオロギー的懸隔化の拡大とそれに伴う政党間の対立の激化が生じた⁽¹⁷⁾が、このような二大政党の分極化は、裁判官選挙の党派政治を深刻化させる原因のひとつになったと考えられる。

裁判官選挙への利益集団の介入が最初に積極的に展開されたのは、州裁判所が主として政策形成を行う不法行為法と刑事法の領域においてであった。不法行為法の領域では、労働組合・医療過誤被害者・原告側弁護士と、企業・医療専門家・被告側弁護士との間で利害対立が生じる。一方、刑事法の領域では、刑罰の厳罰化を求める犯罪被害者・検察官と、被告人の適正な権利保障を求める被告人側弁護士との間に対立が生じる。このように訴訟で先鋭化した利害対立を背景として、各利益集団が支持する裁判官候補者に対して活発な選挙支援活動が行われることになった。一方、憲法上の権利の領域においては、合衆国最高裁判所が人工妊娠中絶の権利を認めた1973年の *Roe v. Wade*（ロウ対ウェイド事件）⁽¹⁸⁾以降、利益集団は、州の裁判官選挙に対してではなく、主として合衆国最高裁判所裁判官の任命過程に対する影響力行使を追求してきたといわれる⁽¹⁹⁾。

裁判官選挙への利益集団の介入の進行は、選挙資金が大量に流入する現

(17) アメリカ政治の分極化の背景について、待島聡史「分極化の起源としての議会改革」五十嵐武士・久保文明編『アメリカ現代政治の構図』159頁（東京大学出版会、2009）参照。

(18) 410 U. S. 113 (1973).

(19) Anthony Champagne, *Interest Groups and Judicial Elections*, 38 *LOY. L. A. L. REV.* 1483, 1486-89 (2005). もっとも、このような利益集団の活動の傾向は、憲法領域における州裁判所による政策形成が活発でなかったことを必ずしも意味しない。新連邦主義に基づく州憲法の活用と州裁判所による人権保障について、安部圭介「州憲法の現代的意義（一）～（六・完）」法学協会雑誌120巻2号1頁，同6号88-137頁，121巻5号1-51頁，同8号1-64頁，同11号85-179頁，122巻1号95-119頁（2003-2005）参照。

象を生み出している。裁判官選挙における資金総額は、1990-1999年の8,330万ドルに対して、2000-2009年には2億690万ドルにまで達した。その内訳をみると、豊富な資金力を有する特定の利益集団による大規模な寄付の割合が、一般市民の多数かつ少額の寄付総額を大きく上回っている。ちなみに同期間の1回の裁判官選挙において、1つの利益集団が支出した最大の支出額は、順に、米国商工会議所オハイオ州支部(440万ドル)、ウェスト・ヴァージニア州の炭鉱会社CEO(300万ドル、II章で詳述)、イリノイ州民主党(240万ドル)であった⁽²⁰⁾。

選挙資金の流入に伴い、対立候補に対する極めて攻撃的なテレビ広告の利用も活発化しており、現代的裁判官選挙の大きな特徴となっている。2000-2009年には、州最高裁判官選挙において、総選挙資金の約半分に当たる9,360万ドルがテレビ広告に利用された⁽²¹⁾。テレビ広告では、上訴審における死刑判決の破棄や性犯罪者への刑罰が争点となることが一般的であり、保守側は、「法と秩序」の名のもとに死刑判決の維持と性犯罪者への厳罰化を求める一方で、リベラル側は、「法の支配」の名のもとで、死刑判決の破棄と性犯罪者のデュー・プロセスを訴える、という一定の図式が繰り返されている。この点につき、イデオロギーの側面に着目するならば、保守派の裁判官は共和党でありかつ企業利益を保護することが多く、リベラル派の裁判官は民主党でありかつ組合利益を保護することが多い。それゆえ、特定の裁判官を支援する利益集団が、表層的には刑事司法を争点としている場合であっても、潜在的には経済的利益を目的としている可能性が指摘されている⁽²²⁾。

(20) THE NEW POLITICS OF JUDICIAL ELECTIONS 2000-2009, 1, 10-16 (James Sample et al eds., 2010).

(21) *Id.* at 24-37.

(22) See Lawrence M. Friedman, *Benchmarks: Judges on Trial, Judicial Selection and Election*, 58 DEPAUL L. REV. 451 (2009).

C 裁判官選挙における言論の自由と選挙資金規制の限界

合衆国最高裁判所による2つの判決によって、裁判官選挙における党派政治化の傾向は深められている。2002年の *Republican Party of Minnesota v. White*（ミネソタ州共和党対ホワイト事件）⁽²³⁾、ならびに、2010年の *Citizens United v. Federal Election Commission*（シティズンズ・ユナイテッド対連邦選挙管理委員会事件）⁽²⁴⁾ の最高裁判所の判決によると、合衆国憲法第1修正の言論の自由のもとで、裁判官選挙における言論規制と選挙資金規制が極めて困難になりつつあることを指摘したい。以下、両事件の概要を簡潔に紹介する。

1 *Republican Party of Minnesota v. White* (2002)

合衆国最高裁判所は、*White* 事件において、裁判官選挙候補者の言論規制を合衆国憲法第1修正に照らして違憲無効とした。本事件の概要は、次のとおりである。

裁判官選挙においては、党派政治化を防ぐため、裁判官候補者の選挙時の言論規制等を規定する裁判官行動準則規程が各州に存在していた。ミネソタ州最高裁判所の裁判官選挙の立候補者が、同州の裁判官行動準則規程における、法的・政治的争点への見解表明を禁ずる見解表明条項が、第1修正に反して違憲無効であるとして訴えを提起した。連邦地方裁判所・控訴裁判所において訴えが棄却されたため、合衆国最高裁へ上訴し、裁量上

(23) 536 U. S. 765 (2002). 判例検討として、寺尾美子「判研」アメリカ法2003-2号345頁、岩倉秀樹「アメリカの裁判官公選制と選挙運動の自由」広島法学27巻2号285頁（2003）参照。

(24) 130 S. Ct. 876 (2010). 判例検討として、宮川成雄「法人の独立選挙支出の規制と言論の自由：Citizens United v. Federal Election Commission, 130 S. Ct. 876 (2010)」比較法学44巻3号151頁（2011）、平地秀哉「選挙運動資金の規制」ジュリ1401号99頁（2010）、東川浩二「判研」アメリカ法2010-2号423頁（2011）辻雄一郎『情報化社会の表現の自由』251頁以下（日本評論社，2011）参照。

訴が認められた。本件では特に、裁判官候補者の言論規制を定めた裁判官行動準則規程が、言論の自由を保障する合衆国憲法第1修正に反して違憲無効かが争われたが、最高裁は5対4で破棄差戻を行い、同規制は第1修正に反して違憲無効と判示した。

法廷意見の理由付けは、次の通りである。公職者の資質についての言論は、第1修正の中核にある自由であり、厳格審査が妥当するため、やむにやまれない利益を保護する規制目的があり、かつ厳密に規制目的に適合しなければならない。この点、州の司法部の中立性と中立性の外観の維持が規制目的とされるため、中立性の内容ごとに判断する。まず、中立性を「一方当事者に有利・不利となる偏見の不存在」であるとする、見解表明条項は、特定の当事者でなく争点に関する禁止であり、中立性確保の目的に適合的でない。次に、中立性を「一定の法の見解への予断の不存在」とすると、法に予断をもたない裁判官は一人もおらず、むしろ定見のない裁判官は資質の欠如といえるため、やむにやまれぬ利益とはいえない。最後に、一般的には中立性を「他者の議論を受容する包容性」と解釈することもできるが、本件ではそのように解釈されているとみることはできず問題とならない。したがって、中立性をいずれの定義で解釈したとしても、裁判官行動準則規程における見解表明条項は厳格審査基準を満たすことができず、第1修正に反して違憲無効である。

なお、反対意見は、司法府の政治部門とは異なる独自の役割を強調することで、見解表明条項は厳格審査の基準を満たすとした。すなわち、司法部の役割とは、法に従って正義を実現することであり、ときに人民の意思に反しても法に従うことである。政治選挙は、人民の命令に従う代表を選ぶ選挙であり、それゆえ自由な言論を保障するが、裁判官選挙はこの趣旨が妥当せず、規制目的はやむにやまれない利益を保護する。また、見解表明条項は、裁判官の役割や有権者の関心のある主題・過去の判例につき自己の見解表明を認めており、事件の文脈から離れて一般的に宣明することが禁じられるのみであり、厳密に規制目的に適合しているといえる。した

がって、見解表明条項は厳格審査基準を満たし、第1修正で保障される言論の自由を侵害することなく合憲である。

White 判決は、反対意見との対照からも浮き彫りになるように、裁判官の選挙といえども、選挙は選挙である、として政治部門の選挙と同等の言論の自由を保障するものであった。加えて、White 判決は、法的・政治的争点についての自由な見解表明を保障したのみではない。選挙における資金の支出（expenditure）もまた、1976年の Buckley v. Valeo（バックリー対ヴァレオ事件）⁽²⁵⁾ によって政治的言論として保障されることから、裁判官候補者の党派的行動、選挙資金を募る行動を禁止する裁判官行動準則規程も、第1修正のもとで違憲無効化されてゆく端緒になったのである。それゆえ、本判決以降、少なくとも法的には、裁判官選挙の完全な党派政治化の道が開かれたと評価されている。

もっとも、このような党派政治化への危機感は、White 判決の法廷意見側の一部の裁判官にもみられることに注意を要する。ケネディ裁判官は、同意意見において、過熱した資金調達とマスメディアの時代における裁判官選挙運動が「法制度への軽蔑を助長する」とし、諸州がデュー・プロセス条項の要求以上に厳格な忌避ルールを採用することを期待した⁽²⁶⁾。また、オコナ裁判官は、退官後に、White 事件の法廷意見に自らが同調したことへの遺憾の意を表明し⁽²⁷⁾、裁判官選挙ではなくメリット・プランの推進を積極的に提唱している⁽²⁸⁾。

2 Citizens United v. Federal Election Commission (2010)

合衆国最高裁判所は、Citizens United 事件において、法人の一般会計

(25) 424 U. S. 1 (1976).

(26) *White*, 536 U. S. at 794 (Kennedy, J., concurring).

(27) Matthew Hirsch, *Swing Voter's Lament: At Least One Case Still Bugs O'Connor*, LEGAL INTELLIGENCER, NOV. 9, 2006, at 4.

(28) See Sandra Day O'Connor, *The Essentials and Expendables of the Missouri Plan*, 74 Mo. L. REV. 479 (2009).

からの独立選挙支出の規制を合衆国憲法第 1 修正に照らして違憲無効とした。本事件の概要は、次のとおりである。

連邦選挙運動法（合衆国法典 2 編 441b 条）は、選挙前の一定期間（予備選挙前 30 日、本選挙前 60 日）において、法人や労働組合が一般会計から連邦の公職候補者へ寄付することを禁止し、候補者とは独立した支出であっても、明確に特定候補者の当選または落選を主張するための支出を規制していた。上訴人の非営利団体たる原告の Citizens United は、選挙前の一定期間において大統領選候補者への批判を目的とした映画の配信・DVD 販売を予定していたが、連邦選挙運動法に違反して処罰されることを懸念し、同法の違憲性を主張して予備的差止を求める訴訟を提起した。連邦地裁は本請求を棄却したため、原告は合衆国最高裁に上訴し、裁量上訴が認められた。本件における主要な争点は、法人の一般会計からの独立支出による一定期間の選挙運動宣伝活動を禁止する連邦選挙運動法の条項の合憲性であった。最高裁は 5 対 4 で原審を破棄し、当該規制は第 1 修正に反して違憲無効と判示した。

法廷意見は、選挙支出規制が政治的言論である点から厳格審査が妥当し、やむにやまれない利益を保護する規制目的があり、かつ厳密に規制目的に適合しなければならないとした。すなわち、政府の規制目的について、まず、巨額の法人支出による政治過程の歪曲を防止するという目的について、1990 年の *Austin v. Michigan Chamber of Commerce*（オースティン対ミシガン州商工会議所事件）⁽²⁹⁾ はこの目的を認めて選挙資金規正を合憲としたのであるが、*Buckley* 判決⁽³⁰⁾ では、選挙結果への影響力を平準化するという政府の利益が否定されており、後の判例もそれに倣っていることから、この目的は否定すべきである。次に、選挙資金による腐敗と腐敗の外観の防止という目的について、*Buckley* 判決では寄付規制が合憲とされたものの、候補者から独立した選挙資金の支出は支出者本人の言論

(29) 494 U. S. 652 (1990).

(30) *Supra* note 25.

であり、腐敗と腐敗の外観をもたらすものではない。最後に、法人の株主の利益についても、法人内部の民主的手続を経て解決することができるため、規制を正当化する目的とはならない。以上より、Austin 判決は覆されるのであり、2003年の *McConnell v. Federal Election Commission*（マッコネル対連邦選挙管理委員会事件）⁽³¹⁾ も、Austin 判決に依拠して法人による選挙前の一定期間の争点公告を禁じた441b 条を合憲とした限りにおいて、覆される。したがって、法人の一般会計からの独立支出による一定期間の選挙運動宣伝活動を禁止する連邦選挙運動法の同条項は違憲無効である。

このように、*Citizens United* 判決は、法人による独立選挙支出に対する連邦法の規制を違憲無効とした点で、重要な意義を有している。*Buckley* 判決は、寄付規制を合憲とし、支出規制は違憲としたのであるが、その後、候補者に対する直接献金ではなく、政党や団体への独立支出を通じた形で選挙支援が行われるようになった⁽³²⁾。連邦議会は、選挙資金規正を実効化すべく、法人・組合等の団体による選挙支出を制限する法制度を整備し、合衆国最高裁も Austin 判決ならびに *McConnell* 判決でそれを支持してきたが、本判決はそれを覆し、支出制限の規制を違憲としたのであった。

Citizens United 判決によって、法人は、合衆国憲法第1修正の保護のもとで、一般会計から自由に選挙資金を支出できるようになった。さらに本稿との関係で注目すべきであるのは、この判決の裁判官選挙に与える影響である。この点、ケネディ裁判官は、法廷意見において、*Caperton* 事件と *Citizens United* 事件の区別について言及している。すなわち、前者は裁判官と第14修正に関わる事件である一方、後者は連邦議会議員と第1修正に関わる事件である。*Caperton* 事件の判示事項は、裁判官が忌避されなければならないというルールに限定されるのであり、訴訟当事者の政

(31) 540 U. S. 93 (2003).

(32) 前掲注24・宮川論文・160頁参照。

治的言論が禁止されうるというルールではない。よって、少なくとも判例法の理論上は、両者は区別されうるものであるといえる⁽³³⁾。

しかし、その一方で、Citizens United 判決の実際上の影響に対する懸念も表明されている。スティーヴンス裁判官は、同判決の反対意見において次のように指摘する。「本判決から生じる諸々の結果は、立法部ないし執政部の文脈に限定されないであろうことを強調したい。大部分の州では、裁判官が人民の選挙によって選出されている。裁判官選挙の行動に対する懸念が最高度に高まっている現在において、今日下される本判決は、裁判官選挙における競争において、法人・組合の一般会計支出に対する防潮門を解き放ったのである。」⁽³⁴⁾

スカッグス (Adam Skaggs) は、Citizens United 判決の裁判官選挙に対する影響を詳細に考察している。全米をみると、24州が法人の一般会計からの選挙資金支出を禁止しており、その内の21州において裁判官選挙が行われているが、そこでは今後、法人の一般会計からの選挙資金支出が可能となる。とりわけ、高額選挙資金が投じられ続けてきたアラバマ州、ミシガン州、オハイオ州、ペンシルヴェニア州およびウェスト・ヴァージニア州、同性愛者の婚姻を支持した最高裁裁判官の信任投票が控えるアイオワ州において、法人からの選挙資金の支出の大幅な増大が予測されている⁽³⁵⁾。

(33) Citizens United v. FEC, 130 S. Ct. at 910.

(34) *Id.* at 968.

(35) See ADAM SKAGGS, BUYING JUSTICE: THE IMPACT OF CITIZENS UNITED ON JUDICIAL ELECTIONS (2010). Interview with Adam Skaggs, Senior Counsel, Brennan Center for Justice at New York University School of Law, in Brennan Center for Justice, NY (February 8, 2011).

II 裁判官選挙資金とデュー・プロセス

A 裁判官選挙資金と公正な裁判の保障

現代の裁判官選挙の党派政治化と選挙資金の流入の問題は、利益集団から選挙資金の支出を受けた裁判官が、果たして公正な裁判を遂行しうるか—裁判官は、利益集団の望む政策に偏った裁判を行うのではないか、という懸念を生じさせている。

オハイオ州最高裁判所を分析した研究によると、当事者から裁判官選挙で寄付を受けた裁判官は、平均として、70%の割合で寄付を行った当事者に有利な判決を下しており、1名の裁判官は、91%の割合で有利な判決を下したとされる⁽³⁶⁾。同州における裁判官選挙における過剰な選挙資金流入への憂慮は、次の主張に集約されている。「裁判官を選任・信任する良い方式は存在しないのかもしれないが、最悪の方式は存在する。その最悪の方式とは、裁判官が、法律家・訴訟当事者・利益集団から非常に大量の資金を集めることによってその裁判官職に適格とされ、かつ、そのような資金を集め続けることで裁判官職を保持するような方式である。」⁽³⁷⁾

選挙資金をめぐる裁判官と利益集団の関係についても、興味深い統計が存在する。裁判官についてみると、裁判官選挙で任命された州最高裁判所裁判官の全体の97%が、自らの選挙の年において選挙資金を集める心理的圧力を「大いに」あるいは「ある程度」感じている⁽³⁸⁾。一方、利益集団

(36) Adam Liptak and Janet Roberts. *Campaign Cash Mirrors a High Court's Rulings*. New York Times (page 1); October 1, 2006.

(37) Paul D. Carrington & Adam R. Long, *The Independence and Democratic Accountability of the Supreme Court of Ohio*, 30 CAP. U. L. REV. 455, 471-472 (2002).

(38) 2001-2002年の Justice at Stake Campaign による全国調査。188名の州最高裁判官による回答に基づく。Available at <http://www.justiceatstake.org/>

についてみると、裁判官選挙で資金援助を行う企業の経営者において、その79%は、裁判官選挙における自らの寄付により裁判の判決で少なくとも一定の影響があることを信じており、その90%は、選挙の寄付と政治的圧力によって、裁判官が法と憲法ではなく政治家と利益集団に対してアカウンタビリティをもつことを望んでいる⁽³⁹⁾。これらの調査結果は、裁判官が個別の判決で利益集団によって左右されることを直接的に示すものではないが、裁判官と利益集団の相互における、選挙資金を鍵とした潜在的な利害関係が発生する可能性は看取しうるであろう。

利益集団の介入と選挙資金の流入によって公正な裁判が害されるケースとして、特に懸念されるのは、各州最高裁判所における死刑判決の維持・破棄に対する利益集団の影響である。最近の政治学研究によれば、死刑判決の破棄について、選挙を控える裁判官が当該州の世論に影響を受けている。つまり、死刑が市民の広範な支持を受ける州において選挙された裁判官は、死刑の支持の比較的小さい州で選挙された裁判官、あるいは選挙を経ずに任命された裁判官と比較して、下級審の死刑判決を維持する傾向にあり、保守的な裁判所が生み出される傾向にある⁽⁴⁰⁾。先述のように、裁判官選挙における選挙運動の中心的な争点は刑事司法に関する争点であり、上訴審による死刑判決の維持・破棄はその代表的争点である。上記の政治学研究と併せて考慮すれば、利益集団による大量のテレビ広告によって死刑に関する世論が喚起され形成されてゆく州において、裁判官が個別の事件において間接的に影響を受けることが推察される。

resources/polls.cfm (Last visited Oct. 1, 2011).

(39) 2007年のJustice at Stake Campaignによる全国調査。企業経営者200名による回答に基づく。Id.

(40) Paul Brace & Bret D. Boyea, *Judicial Selection Methods and Capital Punishment in American States*, in RUNNING FOR JUDGE 189 (Matthew J. Streb ed., 2007). See also Paul Brace & Bret D. Boyea, *State Public Opinion, the Death Penalty, and the Practice of Electing Judges*, 52 AM. J. POL. SOC. 360, 362 (2008).

このように深刻化する裁判官選挙の選挙資金と公正な裁判の問題の対策としては、主として2つの方法が考えられるであろう。第1に、裁判官選挙段階の規制，すなわち，利益集団による選挙資金の支出自体を規制する方法であり，それによって利益集団の介入を制限してゆく方法である。第2に，個別の裁判段階の規制，すなわち，利益集団から多額の選挙資金の支出を受けた裁判官が，当該利益集団が当事者となる事件を審理しないよう，裁判官の忌避ルールを徹底してゆく方法である。

しかし，I章C節で既に論じたように，裁判官選挙段階の規制は，合衆国憲法第1修正が保障する言論の自由に照らすと違憲となる可能性が高いことは，White判決ならびにCitizens United判決が示唆するとおりである。したがって，事後的な個別の裁判段階の規制によらざるをえないのであり，裁判官選挙において裁判官が選挙資金を寄付されることはもはや前提としつつ，寄付を受けた裁判官が寄付者の関連する事件において確実に忌避されることが，公正な裁判を保障する上で不可欠の前提となりつつあるのである。

B 公正な裁判と裁判官の忌避制度

本節では，公正な裁判を確保するための州裁判所裁判官の忌避制度を概観する⁽⁴¹⁾。

一般的かつ網羅的な裁判官忌避制度は，各州で定められる裁判官行動準則規程に規定されており，それらはアメリカ法曹協会により策定される裁判官行動準則模範規程（Model Code of Judicial Conduct）の強い影響を受けている。

一方で，合衆国最高裁判所も，合衆国憲法第14修正のデュー・プロセス条項を活用して，裁判官の公平性に係る判例法形成を行ってきた。その法形成の範囲は，各州の裁判官行動準則規程と比較すると遙かに限定的であ

(41) 連邦最高裁判所における裁判官忌避制度については，土屋孝次『アメリカ連邦議会と裁判官規律制度の展開』111-135頁（有信堂，2008）が詳しい。

るが、デュー・プロセス条項の強行性を背景として、全国的な影響を有してきた。

1 裁判官行動準則模範規程と裁判官の忌避ルール

党派政治化する裁判官選挙において、適正な裁判官選挙と公正な裁判を保障するためには、裁判官行動の規律が重要であり、各州の制定法ないし裁判所規則で定められた裁判官行動準則規程がその中心的役割を担っている。

裁判官行動の規律の歴史を紐解くと、伝統的にみて、アメリカ法曹協会（以下、ABA）による自主規制が強い影響力を有してきたことが分かる。ABA は、1924年に、ABA 裁判官倫理委員会委員長を務めたタフト（William Howard Taft）合衆国最高裁判所首席裁判官のもとで、全国の司法府の指針となるべき裁判官倫理典範（Cannons of Judicial Ethics）が策定され、多くの諸州で採用されることになった。同典範は、制裁規定が存在しない勧告的性格を有していたが、各州では、違反した場合の制裁を伴う強行規程として採用された。

さらに ABA は、裁判官倫理典範が本質的にみて道徳的・勧告的であり、難しい事案に対する確固とした指針たりえないという批判にこたえて、1969年に裁判官行動基準特別委員会を設置し、新しい基準の策定に取り組んだ。1972年、ABA は裁判官行動準則規程（Code of Judicial Conduct）を制定したが、これは強行可能であるように予め構想され、かつ、司法府の廉潔と独立を保持することを目的としていた。さらに ABA は、裁判官行動準則規程の全面的な見直しを行い、90年に、裁判官行動準則模範規程を策定し、2007年に同規程の大幅な修正を行った。ABA による裁判官行動準則模範規程は、州の制定法ならびに裁判所規則を通じて、実質的には、全国の大部分の裁判官が従うべき基準となっている⁽⁴²⁾。

(42) See MODEL CODE OF JUDICIAL CONDUCT xi-xiv (2011). [*hereinafter* JUDICIAL MODEL CODE]

裁判官行動準則模範規程は、4つの典範（Canon）からなる。第1に、裁判官が司法府の独立・廉潔・中立を擁護し促進しなければならない、不正ないし不正の外観を避けなければならない（Canon 1）。第2に、裁判官はその職務を、公平、適格、かつ勤勉に遂行しなければならない（Canon 2）。第3に、裁判官は、裁判外で個人的活動を行うにあたり、その職務と抵触する危険性を最小化しなければならない（Canon 3）。第4に、裁判官選挙との関係では、裁判官あるいは裁判官候補者が、司法府の独立・廉潔・中立に反する政治運動ないし選挙運動を行ってはならない（Canon 4）⁽⁴³⁾。

特に、裁判官の忌避ルールについては、Canon 2のRule 2. 11において詳細に定められており、裁判官の公平性が合理的に疑われる場合において、裁判官が自ら事件を回避すべきであるとする。具体的には、裁判官が当事者・代理人・事案の事実に対して個人的偏見をもつ場合、三等親以内の血縁者が当事者・代理人・重要な利害関係者・重要証人である場合、裁判官ないしその世帯が訴訟に経済的利害を有する場合、等が定められている⁽⁴⁴⁾。裁判官選挙と選挙資金の関係では、「裁判官が、自らの選挙において過去〔 〕（※各州が規定）年以内において総計〔 〕（※各州が規定）ドル以上を個人として乃至〔 〕（※各州が規定）ドル以上を団体として寄付されていたことを、当事者、当事者の代理人、あるいは代理人の事務所による適切な時宜における申立てにより知りたる時」⁽⁴⁵⁾に回避すべきであると規定する。

各州は、この裁判官行動模範準則規程を参照しつつ、裁判官行動準則規程を一般的かつ網羅的に策定してきた。

(43) JUDICIAL MODEL CODE Canon 1-4.

(44) JUDICIAL MODEL CODE Canon 2, Rule 2. 11, paragraph (A) (1)-(3).

(45) JUDICIAL MODEL CODE Canon 2, Rule 2. 11, paragraph (A) (4).

2 合衆国憲法第14修正に基づく裁判官の忌避ルール

合衆国憲法第14修正のデュー・プロセス条項のもとで、合衆国最高裁判所がいかにして裁判官の忌避ルールを判例法上形成してきたのかを概観する⁽⁴⁶⁾。

1920年代から、合衆国最高裁判所は、裁判官の公平性をデュー・プロセスの重要な要素として認め、裁判官の偏見 (bias) ないし偏見の危険性が訴訟当事者のデュー・プロセスを侵害することがあると判示してきた。合衆国憲法の手続的デュー・プロセスは数多くの要素から構成される⁽⁴⁷⁾が、公平中立な裁判官を抜きにしてはデュー・プロセスの他のいかなる核心的な価値も達成されえないことから、裁判官の公平性の保障は、デュー・プロセスにおいてとりわけ重要な構成要素であると考えられる⁽⁴⁸⁾。合衆国最高裁は、裁判官の公平性について、第14修正のデュー・プロセス条項(「州は、何人からも、法の適正な過程によらずして、その生命、自由、または財産を奪ってはならない」)⁽⁴⁹⁾のもとで保障してきた。判例法は、裁判官が裁判において経済的利害を有する事件、ならびに裁判所侮辱事件の2つの事件の類型において発展してきた。

(46) 合衆国最高裁判所による公正な裁判の保障について、W・アラン・ウィルバー (内田一郎訳)『アメリカ合衆国の連邦最高裁判所とデュー・プロセス・オブ・ロー (Due Process of Law) の保障』33-77頁 (早稲田大学比較法研究所, 1986) 参照。また、第14修正のもとにおける忌避ルールに係る判例法の展開について、See Caperton v. A. T. Massey Coal Co., 129 S. Ct. 2252, 2259-2262. See also Scott D. Wiener, *Popular Justice: State Judicial Elections and Procedural Due Process*, 31 HARV. C. R. - C. L. L. REV. 187, 19-192 (1996)。

(47) 不合理な搜索・押収・抑留の禁止を定める合衆国憲法第4修正、大陪審の保障と二重の危険の禁止を定める第5修正、陪審審理の保障、迅速・公開の裁判の保障、自己に不利な証人との対質を求める権利、弁護人依頼権を定める第6修正、ならびに民事事件における陪審審理の保障を定める第7修正、残酷で異常な刑罰を禁ずる第8修正から構成される。See U. S. CONST. amend. IV, V, VI, VII, and VIII.

(48) Martin H. Redish & Lawrence C. Marshall, *Adjudicatory Independence and the Values of Procedural Due Process*, 95 YALE L. J. 455, 476 (1986)

(49) U. S. CONST. amend. XIV.

(A) 裁判官の経済的利害に係る忌避ルール

1927年の *Tumey v. Ohio*（タミイ対オハイオ事件）⁽⁵⁰⁾ は、裁判官が裁判における直接的・個人的・実質的・金銭的な利害関係を有している場合に忌避要求を認めた事件である。本件では、オハイオ州の禁酒法違反について、村長が首長裁判所（Mayor's Court）で裁判官の資格にもとづき裁判を行うにあたり、被告人を有罪とした場合に限り、村長は裁判官の職務の対価として副次的収入を得るとされていた。さらに、罰金の半分はオハイオ州へ、残りの半分は村に帰属するとされたため、罰金収入は、村長が責任をもつ村の行政にとって重要な収入源であった。合衆国最高裁判所は、このような制度は、被告人から、公平な裁判官というデュー・プロセスを剥奪すると判示した。当裁判官は、自らが審理する裁判で「直接的・個人的・実質的・金銭的利害（direct, personal, substantial, pecuniary interest）」⁽⁵¹⁾ を有している。このように「通常の裁判官が被告人を有罪とするのに要求される証明責任を顧みなくなるような起こりうる誘惑（possible temptation）を惹起し、あるいは、州と被告人との間の適切・透明・正当な均衡（the balance nice, clear and true）を保持することができなくなる可能性がある全ての手続き」⁽⁵²⁾ は、合衆国憲法第14修正のデュー・プロセスを侵害し、当該裁判官による裁判の回避が要求されるとした。

合衆国最高裁は、類似の事件である1972年の *Ward v. Village of Monroeville, Ohio*（ウォード対オハイオ州マンロウヴィル村事件）⁽⁵³⁾ において、デュー・プロセス条項による保護を *Tumey* 判決から拡大した。本件では、首長裁判所で裁判官を務める村長は、交通違反事件において被告人を有罪とすることで個人的な収入を得ることはなく、行政単位としての村が有罪に基づき罰金収入を得るという事案であった。*Tumey* 事件と比較

(50) 273 U. S. 510 (1927).

(51) *Id.* at 523.

(52) *Id.* at 523, 532.

(53) 409 U. S. 57 (1972).

すると、裁判における金銭的利益は間接的であったが、それにもかかわらず、最高裁は、裁判官たる村長が、村への収益という自らの行政上の責任を重視して偏見をもつに至る「起こりうる誘惑」⁽⁵⁴⁾があると判断し、裁判において被告人のデュー・プロセスを侵害するのに十分な偏見の危険性があると結論した。翌年の別の事件において、最高裁は改めて、裁判官の経済的利益関係は、Tumey 判決と同等の直接性ないし明白性は必要としな

い」⁽⁵⁵⁾と確認した⁽⁵⁵⁾。

さらに合衆国最高裁は、1986年の Aetna Life Ins. Co. v. Lavoie (アエトナ生命保険会社対ラヴォア事件)⁽⁵⁶⁾において、裁判官の経済的利益に対するデュー・プロセス条項の射程を明確化した。本件は、生命保険会社による保険金の不当不払いについての懲罰的損害賠償の事案であり、アラバマ州最高裁判所は保険会社に対して損害賠償金の支払を 5 対 4 で命ずる判決を下した。法廷意見を執筆した裁判官は、判決の時点において同州下級審で提起されていたほぼ同種の事件の保険会社の不当不払いに対するクラス・アクションの主要な原告であった。合衆国最高裁判所は、アラバマ州最高裁判決の破棄差戻を行った。最高裁は、当該裁判官が判決の法廷意見を執筆しかつ決定票を握っており、一方で同種の事件の原告として重要な立場にあった点から、「直接的・個人的・実質的・金銭的利益」を認定し、第14修正のデュー・プロセス条項の侵害を認めた。この際、裁判官が実際に経済的利益によって影響を受けたか否かは問題ではなく、「通常の裁判官」が、被告との間の「適切・透明・正当な均衡」を保持し得なくなる「起こりうる誘惑」が生じているか否かが重要であることを強調した⁽⁵⁷⁾。

以上から、合衆国最高裁判所は、裁判官が裁判で経済的利益を有している場合において、通常の裁判官であれば、被告との間の適切・透明・正当

(54) *Id.* at 60.

(55) Gibson v. Berryhill, 411 U. S. 564, 579 (1973)

(56) 475 U. S. 813 (1986).

(57) *Id.* at 825.

な均衡を保持し得なくなる「起こりうる誘惑」が客観的に生じている場合を、裁判官の忌避が要求される事例として認めてきたといえる。

（B） 刑事的裁判所侮辱に係る忌避ルール

裁判官の忌避ルールは、刑事的裁判所侮辱の事例においても発展した。裁判所侮辱の手続は、陪審が干渉しない略式手続であること、ならびにその科刑が裁判官の自由裁量に委ねられる点に特色がある。刑事的裁判所侮辱は、合衆国憲法上、陪審審理の保障・自己負罪拒否特権・二重の危険の禁止・過重な罰金の禁止⁽⁵⁸⁾との抵触が問題となるが、実際の運用からみると、侮辱の審理における裁判所はまさに侮辱を受けた本人である点が特に問題となる。すなわち、裁判所侮辱の審理においては、裁判官が一身で告訴者・裁判官・陪審員・執行官を兼ねることから、裁判官の公正な判断を期待することが困難になり、被告人は公正な裁判を受ける権利を侵害される危険があるのである⁽⁵⁹⁾。

合衆国最高裁判所は、1955年の *In re Murchison*（マーチソン事件）⁽⁶⁰⁾において、刑事的裁判所侮辱における裁判官の忌避ルールを確立している。ミシガン州法では、裁判官が単独で大陪審としての役割を担い（one-man judge-grand jury）、公判前に非公開の形で、証人に対して問題となる犯罪事実に係る証言を面前で行わせる制度を有していた。この制度のもとで、同州の裁判官が非公開法廷で2名の証人を尋問した後、両名を刑事裁判所侮辱として告訴し、その後、刑事裁判所侮辱にかかる公開の事実審理において引き続き裁判官として審理を担当し、両名を刑事裁判所侮辱罪とした⁽⁶¹⁾。合衆国最高裁判所は、当該裁判官の審理は第14修正のデュー・プロセスを侵害しており、裁判官の忌避が要求されるとした。最高裁は、事実審理を担当する裁判官がかつてその告訴を行った本人であることについて

(58) CONST. art V, VI, VII.

(59) 伊藤正己『裁判所侮辱の諸問題』12, 18-22頁（有斐閣, 1949）参照。

(60) 349 U. S. 133 (1955).

(61) *Id.* at 134-135.

て、「いかなる者も自らの事件において裁判官となることはできない」のであり、「いかなる者も、訴訟の結果に利害関係をもつ場合に訴訟を担当してはならない」とした⁽⁶²⁾。この点、本件では、裁判官が、被告人が有罪であるか無罪であるかについて利害関係をもたないとはいえないとし、その理由として、實際上、裁判官が「大陪審」という非公開法廷でとった態度に影響を受けないことは、不可能ではないにしても困難であることを挙げた⁽⁶³⁾。最高裁は、裁判官と被告人との間の公開審理前の関係と、そこで得た情報を重視したといえる。

さらに、1971年の *Mayberry v. Pennsylvania*（メイベリー対ペンシルヴェニア事件）⁽⁶⁴⁾ では、第14修正のデュー・プロセス条項により、刑事的裁判所侮辱の被告人は、公開の法廷で、侮辱を受けた裁判官を除いて審理が行われなければならないとされた。

以上のように、合衆国憲法第14修正の下における忌避ルールは、裁判官の経済的利害に係る事件と刑事的裁判所侮辱に係る事件で発展してきた。裁判官選挙における選挙資金に係る忌避ルールについては、次節の *Caperton* 事件で初めて取り扱われることになった。

C *Caperton v. A. T. Massey Coal Co.* (2009)

1 *Caperton* 事件の概要

裁判官選挙の党派政治化・選挙資金の流入と公正な裁判という先鋭化した争点は、合衆国最高裁判所により本件で初めて取り扱われた。事件の概要は次の通りである⁽⁶⁵⁾。

(62) *Id.* at 136.

(63) *Id.* at 138.

(64) 400 U. S. 455 (1971).

(65) 具体的な判例検討として、拙稿「州裁判官選挙における選挙資金と裁判のデュー・プロセス—*Caperton v. A. T. Massey Coal Co.*, 129 S. t. 2252 (2009)」比較法学44巻3号162頁、武田芳樹「経済的権力と司法審査」企業と法創造7巻5号98頁（2011）参照。

上訴人のケイパートン（Hugh Caperton）は、マッシー炭鉱会社の詐欺的商行為によって自らが経営するハーマン炭坑会社が破産させられたとしてウェスト・ヴァージニア州第一審裁判所に提訴し、2002年、マッシー社に5千万ドルの賠償金支払を命ずる評決を得た。マッシー社の最高経営責任者（CEO）であるブランケンシップ（Don Blankenship）は、2004年の同州最高裁判所のマックグロウ（Warren McGraw）裁判官の出馬する選挙において、当時無名の弁護士であったベンジャミン（Brent Benjamin）を対立候補として当選させるべく、250万ドルをベンジャミン支持の選挙団体へ寄付し、さらに50万ドルをベンジャミン支援のために独立支出した。選挙の結果、ベンジャミンはマックグロウ裁判官を53%対47%で破り当選した。2006年、マッシー社は同州最高裁判所に上訴し、翌年、同裁判所は3対2で原審の評決を覆し、ベンジャミン裁判官は多数意見に同調した。ケイパートンは同裁判官が審理担当を回避すべきであるとする申立てを行ったが認められず、同裁判官を除く他の裁判官の審理回避によって行われた2008年の再審理は、3対2で原審の評決を再度覆すものであり、ベンジャミン裁判官が再び多数意見に同調した。ケイパートンは、訴訟当事者から多額の選挙資金の寄付を受けたベンジャミン裁判官による審理担当は、公正な裁判を受ける権利を保障した合衆国憲法第14修正のデュー・プロセス条項に違反するとして合衆国最高裁判所に上告し、2008年、裁量上訴が認められた。

本件の主要な争点は、裁判官選挙で高額の選挙資金の寄付を受けた裁判官が、当該寄付者が当事者となる訴訟を審理する場合において、審理担当を回避しないことが合衆国憲法第14修正の定めるデュー・プロセス違反となるのか、という点であった。選挙資金の寄付を受けた裁判官による審理担当について、裁判の現実的偏見の外観という客観的基準を用いるべきであるのか、そうであるとしてその外観が存在するのかが問題となる。

判決は破棄差戻であり、裁判官選挙における多額の選挙資金の寄付を受けた裁判官が審理担当を回避しないことは、裁判における現実的偏見の蓋

然性ゆえに、合衆国憲法第14修正に違反するとした。

法廷意見はケネディ裁判官が執筆し、スティーヴンス、スーター、ギンズバーグ、ブライヤー各裁判官が同調した。法廷意見は次の通りである。

合衆国憲法第14修正のデュー・プロセス条項は、裁判官が直接的・個人的・実質的・金銭的利益を有する場合には審理担当を自ら回避しなければならないとするコモン・ローのルールを取り入れてきた。このルールによれば、本件のように偏見・先入観を理由とする審理担当資格の喪失は、制定法ないし裁判官行動準則規程で定められるべきものであり、直ちに憲法レベルでデュー・プロセス違反となるものではない。しかし、合衆国最高裁は2つの局面で憲法上のデュー・プロセス違反のルールを示している。第1に、裁判官が審理においてコモン・ロー上の個人的・直接的利害とまではいえない金銭的利益関係を有する場合、裁判官が実際に影響されるかは無関係に、通常の (average) 裁判官が公平中立な裁判を行わなくなりうる、「起こりうる誘惑 (possible temptation)」が生じていることを審理担当回避の客観的基準として挙げている。第2に、刑事的裁判所侮辱の文脈において、侮辱を受けた裁判官が被告人に制裁を科した後にさらに自ら被告人の審理を担当することについて、裁判官が事実上・主観的に偏るのか否かではなく、通常の裁判官が当該状況で中立性を保持する見込みがあるのか否か、つまり違憲状態を構成するような「偏見の可能性」が存在するのか否か、という客観的基準を挙げている。問題としているのは、通常の裁判官が中立でありうるのか否かであり、あるいは偏見の可能性（「起こりうる誘惑」）が存在するのか否か、ということなのである。

これらの先例では、裁判官の現実的偏見の有無を調査することは困難であり、かつそれはしばしば裁判官自身による主観的な調査になりがちであることを理由として、デュー・プロセス条項は、現実的偏見が実際に存在することを要しない客観的基準を採用すべきであるとされてきた。つまり、最高裁は、心理学的傾向と人間の脆弱さという現実的な評価に基づいて、デュー・プロセス条項が適正に実施されるならば審理担当が禁じられ

る程度にまで利害関係が現実的偏見・先入観の危険を惹起しているのか、という基準を判断基準にしてきたのである。

本件は、裁判官選挙の文脈で裁判のデュー・プロセスが争われる最初の事件である。確かに、訴訟当事者による選挙資金の寄付は必ずしも偏見の蓋然性を生じさせるものではない。しかし、本件は例外的な（exceptional）事件である。当法廷は、ある特定の事件において個人的利害関係を有する者が、当該事件の係属時あるいは係属直前において、選挙資金の調達・選挙運動の指揮により当該裁判官の選挙当選に重大かつ不均衡な影響をもつ場合においては、客観的かつ合理的認識に基づいて、現実的偏見の重大な危険が存在すると結論する。

この基準の本件への適用にあたり、選挙運動資金の寄付総額における当該寄付の相対的規模、選挙全体の支出総額、ならびに当該寄付が選挙結果に与えた外観上の影響を検討すると、ブランケンシップが約3百万ドルを現職裁判官の再選阻止とベンジャミン当選のために寄付しており、これは他の全ての支援者の寄付総額の3倍を超えており、選挙結果に重大かつ不均衡な影響を与えたといえる。それゆえ、ブランケンシップの影響により裁判の現実的偏見が生み出される危険は、デュー・プロセス保障の適切な実施の観点から禁じられなければならない程に十分な根拠がある。さらに、選挙運動への寄付・裁判官の選挙・訴訟係属の時間関係をみると、選挙運動への寄付が行われた際、係属中の訴訟が新任のベンジャミン裁判官によって審理されることは合理的に予見可能であり、ブランケンシップによる並外れた選挙資金提供は裁判結果に利害関係を有する時点で行われた。いかなる者も自らの訴訟において自らが裁判官になることが許されないのと同様、当事者の同意なしに自らの訴訟で自らが裁判官を選ぶことも偏見の懸念を生じさせる。よって、現実的偏見の重大かつ客観的危険が生じていたといえる。

デュー・プロセスは、仮に現実的偏見が一切認められない場合であっても、その危険が存在するならばなお裁判官の回避を要求する。このような

客観的基準を採用しなければ、デュー・プロセスの強行性と矛盾する。よって当裁判所は、裁判官選挙と係属中の訴訟の時間関係も併せて鑑みて、ブランケンシップの重大かつ不均衡な影響により、通常の裁判官が公平中立な裁判を行わなくなりうる誘因が生じていると認定する。これらの極端な事実により、現実的偏見の蓋然性は違憲のレベルに達しており、原審判決の破棄差戻を行う。

一方、ロバーツ裁判官は反対意見を執筆し、スカリア、トーマス、アリート各裁判官が同調した。その反対意見は、次の通りである。

公正・独立・中立の裁判所は重要であるのは勿論であるが、法廷意見はむしろそれに悪影響を与える。デュー・プロセス条項の適用範囲を「現実の蓋然性」にまで拡張して良いのか。これまでの判例法は、裁判回避の局面を厳密に2つのケースに絞ってきたのであり、それ以外は「コモン・ロー、制定法、法曹により設定されるルール」に委ねられてきた。「現実の蓋然性」は確かに州制定法レベルで定められてきたが、それは決して第14修正レベルで解決されるものではない。

法廷意見の「客観的」基準とは裁判官の主観に立ち入らないという意味での客観である。しかし、「偏見の蓋然性」は、将来の判例法形成において明確な基準とならない。例えば、過大な金額とはいくらか、不均衡な割合での支援とはどの割合か、等、(40項目にわたる)基準の不明確性を挙げられるのであり、このような曖昧な基準では、裁判官は政治学者・経済学者・心理学者になることが求められるといえ、妥当でない。

法廷意見は、本件が「例外的事件」であることを繰り返し強調する。しかし、今後、同種同類の事件が大量に当最高裁へ上訴されることであろう。裁量上訴の受理率は1.1%に過ぎないにもかかわらず、昨年度の開廷期では8,241件が上訴されている。Caperton型の事件が次々と上訴される、それらの事件では、裁判官の非中立性が訴えられることになる。難事件は悪法を生み出すのであり、最高裁はこれまでに確立した明確なデュー・プロセス条項の適用基準を保持し、「例外的」事件において法形成を

行うべきではなかったのである。

さらに、本件の寄付が「極端」であったといえるのかどうかさえ疑問である。ベンジャミンはブランケンシップの寄付金がどのように使用されるかについて一切コントロールできなかったのである。（法廷意見の「寄付」という用語は、その意味で不適切であり、「独立支出」というべきである。）さらに、ベンジャミン側の利益集団（And for the Sake of the Kids）は360万ドルを支出したのに対して、現職側の利益集団（Consumers for Justice）は200万ドルを支出している。ブランケンシップは、これまでに他の選挙にも膨大な支出を行っており、その支出が特定の事件に対して影響を及ぼすために行われたのかも不明である。また、現職側の行ったスピーチが大変不評で、一紙を除く主要な新聞全てがベンジャミン側を支持していたのである。

Caperton 型の事件の数多くの上訴は、究極的には、司法府の公平性と廉潔性へのアメリカ市民の信頼を大きく損なうものであろう。

なお、さらにスカリア裁判官が個別に、次のような反対意見を加えている。

裁量上訴を認める主たる理由は、法を明確化することであるが、法廷意見は反対意見が述べるようにむしろ逆効果である。司法への市民の信頼を損なうものとして、訴訟がゲームに過ぎない、資金の多い当事者が勝利する、といった事柄があるが、そこに Caperton 型の裁判官忌避申立が加わるであろう。合衆国憲法第14修正は、決してすべての問題に対して解決をもたらすものではない。可能世界における最善の世界において、デュー・プロセスが保障しない局面でも時に裁判官が忌避すべきかといえば、勿論そうであろう。しかし、この不具合を、デュー・プロセス条項の不明瞭な拡張によって矯正することで好影響が出るのか、それとも悪影響が出るのかといえば、答えは明白である。

2 Caperton 事件の背景・判決の理論構成と意義

(A) 事件の背景

ウェスト・ヴァージニア州の司法制度は二審制を採用しており、最高裁判所は、1886年から今日に至るまで、裁判官候補者が自らの所属政党を明示する党派的裁判官選挙制度を維持してきた。同制度を採用する他州と比較すると、裁判官の定員は5名と最小であり、かつ任期は12年と最長である⁽⁶⁶⁾。そのため、裁判官席の重要度が相対的にみて高く、同州の裁判官選挙を激化させる制度的要因とみることもしできる。

本件では、同州最高裁判所のマックグロウ裁判官の再任選挙において、ベンジャミン候補を支持するマッシー社 CEO のブランクエンシップの寄付による大規模な選挙運動が展開された。合計3百万ドルが投じられたこの選挙運動では、マックグロウ裁判官による児童性虐待者処罰の消極性に対する徹底的な非難が行われた。しかし実際には、この運動は児童性虐待者の厳罰化よりもむしろ、民主党を支持し労働組合側に近いマックグロウ裁判官を退任させ、共和党を支持し企業側に近いベンジャミン候補を着任させることを主目的としていたのではないかと推察されている⁽⁶⁷⁾。マッシー社は、同州最高裁に係属予定の5千万ドルの賠償金支払いを命じられた原審判決を抱えており、この可能性が濃厚であった。

アメリカ法曹協会ならびに州最高裁判所首席裁判官会議 (Conference of Chief Justice) 等は、利益集団による裁判官選挙への大規模な寄付によって公正な裁判が害される可能性について警鐘を鳴らし、本件はまさにその典型例であるとして合衆国最高裁判所へアミカス・キュリィの意見書を提出した。

(66) W. VA CONST. art. VIII, §2. 他州の裁判官の任期は、アメリカ司法協会の調査を参照。Available at <http://www.judicialselection.us>. (last visited Oct. 1, 2011)

(67) Friedman, *supra* note 22, at 461-462.

(B) 判決の理論構成と意義

法廷意見は、本件をデュー・プロセス条項が裁判官の審理担当の回避を要求する先例の延長線上に位置づけるものである⁽⁶⁸⁾。同条項の適用基準として、通常の裁判官であれば審理担当により裁判の現実的偏見の蓋然性が生じるかという客観的基準を提示している。実際の裁判官の主観や裁判の結果を問題とせず、通常の裁判官において偏見が生じる危険があるのか否かに焦点を絞った点に特徴がある。また、本件はあくまで、選挙資金の極めて高額な寄付によって裁判の偏見の外観が生じる「例外的事件」に適用されることを繰り返し確認していることに注意を要する。

一方、ロバーツ裁判官による反対意見は、これまでの先例を限定的に解釈すべきであり、本件への同条項の保障範囲の拡張を否定する。そして、法廷意見が定立した基準の不明確性を40項目にわたって指摘し、偏見の外観を実際に判断するには政治学・経済学・心理学にまで踏み込まざるを得ず、訴訟当事者や裁判官を徒に混乱させるものであるとする。さらに、仮に本件が「例外的事件」であったとしても、将来にわたり偏見の蓋然性を訴える多種多様な訴訟が頻発することは避けられず、ひいてはこのような訴訟自体が司法への市民の信頼を失わせる危険性を指摘する。スカリア裁判官もまた、同条項の保障の不明瞭な基準による拡張を強く批判した。

しかし、反対意見をふまえてもなお、本件は選挙資金の際限のない流入のなかで、忌避による公正な裁判という最低限の歯止めをかけた判決として、積極的に評価されるべきであろう。反対意見が指摘する濫訴の懸念については、合衆国最高裁自体は裁量上訴制度を活用して上訴を容易に退けることができる。さらに、最高裁への上訴の可能性とそれに伴う全国的な注目への配慮から、多額の寄付を受けた裁判官の審理担当回避、裁判官選

(68) なお、法廷意見の論理構成は、アミカス・キュリイである州最高裁判所首席裁判官会議による意見書（ショットランド（Roy A. Schotland）が中心となり執筆）とほぼ同様である。See Kenneth L. Karst, *Caperton's Amici*, 33 SEATTLE UNIV. L. R. 633 (2010).

挙への寄付の抑制、さらに州の積極的な司法制度改革を自発的なたちで促進させる効果が指摘されている⁽⁶⁹⁾。最高裁は、少なくとも「例外的事件」においてデュー・プロセス条項の適用範囲が及ぶとすることで、裁判官選挙運動への過度の資金流入を排して公正な裁判を受ける権利の保障の意義を再確認したのである。確かに、裁判官選挙段階での選挙資金の規制（事前の規制：ex-ante regulation）が最も望ましいのかもしれないが、この規制が White 事件以降もはや困難になったことをふまえるならば、高額資金提供を受けた裁判官の忌避要件（事後の規制：ex-post regulation）による当事者の救済は、いわば次善の手段であった⁽⁷⁰⁾と評価することもできるであろう。

なお、法廷意見が、選挙資金の種別について、独立支出（independent expenditure）と寄付（contribution）を区分せずに用いていた点は、多くの憲法学者からも批判を受けた⁽⁷¹⁾が、その区分枠組みは、時を経ずして Citizens United 判決で再確認されることになった。

（C） 差戻審

本判決を受けたウェスト・ヴァージニア州最高裁における差戻審は、ベンジャミン裁判官が審理担当を回避し、さらに退職した裁判官を加えて行われたが、判決は 4 対 1 で原審判決を再度覆した⁽⁷²⁾。

(69) Jed H. Shugerman, *In Defence of Appearances : What Caperton v. Massey Should Have Said*, 59 DE PAUL L. REV. 529, 549-552 (2010).

(70) See Symposium, *State Judicial Independence-A National Concern*, 33 SEATTLE UNIV. L. R. 569, 583-588 (2010) (transcript of comments of Kathleen Sullivan)

(71) See, e. g., Ronald D. Rotunda, *At Home and Abroad : Codifying Caperton v. A. T. Massey Coal Co.*, 42 McGEORGE L. REV. 95 (2010).

(72) *Caperton v. A. T. Massey Coal Co.*, 690 S. E. 2d 322 (2009).

III 合衆国最高裁判所の法形成と諸州による 制度改革の展望

A 合衆国最高裁判所の提示する州の裁判官モデル

本節では、合衆国最高裁判所が裁判官選挙の問題をめぐって提示した、理念としての裁判官モデルの同定と比較を行いたい。対象とするのは、White 判決と Caperton 判決である。

まず、White 判決では、裁判官候補者の言論の自由について、いわゆる保守派による法廷意見（スカリア裁判官が執筆し、レーンキスト、オコナ、ケネディ、トーマス各裁判官が同調）では、予断をもたない裁判官をみつけることは事実上不可能であり、むしろ裁判官が法的論点・憲法の諸々の条項について意見を全くもたないならばそれは資質の欠如といえるとして、法について一定の見解を示すことは、選挙制を採用することからも当然であるとした。結論として、裁判官候補者の中立性を期すという目的はやむにやまれぬ利益ではないとする。一方、いわゆるリベラル派の反対意見（スティーヴンス裁判官とギンズバーグ裁判官が執筆し、スーター、ブライヤー各裁判官が同調）は、司法部の裁判官は、立法部・執政部のように選挙民の利益を促進するのが職務ではなく、法に従って判断し正義を実現するのがその職務であることから、裁判官候補者の中立性はやむにやまれぬ利益であるとする。そして、訴訟当事者のデュー・プロセスと裁判官の廉潔性・中立性への市民の信頼の保護の観点からみて、裁判官候補者の言論はある程度規制される余地があるとしている。

つまり、White 判決において、保守派（法廷意見）は、裁判官は、法的・政治的争点について意見をもつのは当然であり、それを公表することも選挙という形式上は許容されるという立場を採ったのに対して、リベラル派（反対意見）は、裁判官が公正な裁判を実現するという役割から中立

性が求められるがゆえに法的・政治的見解を明らかにすべきではなく、それが訴訟当事者のデュー・プロセスと裁判官の廉潔性・中立性への市民の信頼の保護につながるとしている。

次に、Caperton 判決をみると、リベラル派による法廷意見（ケネディ裁判官が執筆し、スティーヴンス、スーター、ギンズバーグ、ブライヤー各裁判官が同調）と保守派による反対意見（ロバーツ裁判官が執筆、スカリア、トーマス、アリート各裁判官が同調）は、ともに公平中立な裁判官を市民の信頼の基礎として指摘しながらも、その想定する裁判官像は大きく異なっている。リベラル派は、極めて高額の寄付を受けた裁判官は客観的にみて個別の裁判でその影響を受ける脆弱な存在として想定しており、市民の信頼が損われるのは、そのような高額の選挙資金が寄付された裁判官が審理担当を行う場合であるとする。一方、保守派は、裁判官が、極めて高額 of 寄付を受けようとも個別の裁判でその影響を必ずしも受けない自律的な存在であると想定しており、市民の信頼を損う場合は、裁判官が公平中立ではないとする忌避申立てが頻発する場合であるとする。

以上の検討を統合して推察しうることは、保守派とリベラル派が、一貫した裁判官モデルを提示しているということである。ここでは、保守派の司法モデルを「古典的裁判官モデル」、リベラル派の司法モデルを「現実主義的裁判官モデル」と呼称する。

保守派、すなわち古典的裁判官モデルによれば、裁判官が法的・政治的争点について見解を述べることは当然のことであり、あるいは、高額 of 選挙資金を受けることも許容されうる。このことは、裁判官が個別の裁判でその個人的見解に従って裁判を行うこと、あるいは選挙資金に影響を受けて裁判を行うことを意味するのではなく、あくまで公平中立な裁判を行うことが想定されている。ここで想定されているのは、個人としての見解と裁判官としての見解を切り分けることができる、強靱な自律性をもつ古典的な裁判官像である⁽⁷³⁾。それゆえ、市民の信頼の基礎を掘り崩すのは、（原則として他から影響を受けずに自律しているはずの）裁判官が公平ではな

いとする、Caperton 事件に基づいた裁判官忌避の訴えの濫発なのである。古典的裁判官モデルが重視するのは、裁判官が公平であるという前提そのものである。

対照的に、リベラル派、すなわち現実主義的裁判官モデルによれば、裁判官は決して自律的な存在ではなく、個人的な見解や背景、あるいは選挙資金によって影響を受ける、脆弱な存在であることが前提とされている。それゆえ、個人的見解を裁判官選挙時に明らかにすること、あるいは高額な選挙資金の寄付を利益集団から受けることは、裁判における偏見につながるが実際にありうることになる。それゆえ、市民の信頼を保護するために、選挙時における個人的見解の表明は制限され、高額な選挙資金の寄付を受けた場合には忌避が要求されるのである。現実主義的裁判官モデルにおいては、裁判官の公平性は相対的なものであるがゆえに、裁判官が公平であるという外観（appearance）の保護が最も重要になる。

上記の古典的裁判官モデルは、裁判官が公平中立であるとするフィクションに最も忠実なモデルであるといえる。しかしながら、このモデルが果たして現代のアメリカ民主社会に適合した裁判官像なのか、つまり市民が信頼しうる裁判官像であるのか否かについては、疑問の余地がある。とりわけ、後述のような選挙資金を受けた裁判官の公平性に対する市民の懐疑に鑑みれば、少なくとも市民の一般的な支持を得ているとは言い難いかもしれない。

B 裁判官選挙と市民の信頼

裁判官選挙における司法府に対する市民の信頼の関係については、ギブソン（James L. Gibson）による研究が最も先進的であり、かつ学界におい

(73) マーシャル・コートが提示した古典的な裁判官モデルについては、拙稿「マーシャル・コートにおける司法審査制の成立—共和主義の視座からの新解釈」比較法研究70巻223頁（2009）、同「マーシャル・コートと共和主義—法の碩学としての裁判官モデルの提示」早稲田法学会誌58巻2号455頁（2008）参照。

て高い評価を受けている。

ギブソンは、White 事件以降の裁判官候補者の言論の自由と市民の信頼の関係を統計データから解析している。その結果、裁判官選挙運動は司法制度への市民の信頼を損なうものの、それは選挙資金の寄付によるものであって、選挙候補者の言論によるものではないことを論証している。一方、攻撃的なテレビ広告は、その内容によって、市民の信頼を損なうこともあればそうでないこともあるとしている⁽⁷⁴⁾。さらに、党派政治化した裁判官選挙と裁判所への市民の信頼の関係が調査されている。その結果、裁判官選挙運動は司法府への市民の信頼を損なうが、それ以上に、市民が選挙を語ることによるプラスの効果が大きく、選挙は、市民にさまざまな教訓を与えるとされる⁽⁷⁵⁾。

以上の研究から示唆されるのは、裁判官選挙における裁判官候補者と市民との対話の効果であり、ウィスコンシン州最高裁判所のアブラムソン (Shirley S. Abrahamson) 首席裁判官による次のような主張も裏付けるものであろう。すなわち、アブラムソンは、選挙が裁判官にとっても市民にとっても重要な学習・教育の機会であるとする。裁判官は裁判所の利用者である市民、訴訟当事者、弁護士が裁判をどのようにみているかを知る一方で、市民もまた、裁判所の仕組み、裁判官の役割について説明を受け、関心を高める。裁判官は選挙を通じて裁判官の役割を説き、なぜ世論や政治家に支持されない判決を下すのが大切なのかを訴え、司法の中立性・独立性が民主体制にとって大切なのかを伝える。市民は、裁判官との討議、選挙運動への参加を通じて、裁判官を知り、司法の独立の意味を考える。

(74) James L. Gibson, *Campaigning for the Bench: The Corrosive Effects of Campaign Speech?*, 42 LAW & SOC'Y REV. 899 (2008), —, *The Effects of Electoral Campaigns on the Legitimacy of Courts*, 59 SYRACUSE L. REV. 397 (2009).

(75) James L. Gibson, *Judges, Elections, and the American Mass Public: The Net Effects of Judicial Campaigns on the Legitimacy of Courts* (March 8, 2011).

こうした選挙を通じて、市民の司法府への理解と信頼が高まり、むしろ裁判の独立性を保障する基盤となるのである⁽⁷⁶⁾。

市民に対する統計調査によっても、アブラムソンのこのような主張は裏付けられている。州最高裁の判決が州の法と憲法に依拠すべきであるかという問いに対して60%の市民が賛成する一方で、裁判官の政治的信念・イデオロギーで決定すべきとする市民は29%に留まった。そして、裁判官となるのに望ましいのは、裁判官候補者の適格性と経験であると答える市民は91%であった一方で、候補者の政治的イデオロギーであると答えた市民は僅か6%であった⁽⁷⁷⁾。裁判官と市民の対話で求められる内容は、イデオロギーについてではなく、むしろ裁判官の資質と経験に関するものであることが推定される。

一方で、選挙資金の寄付について、ギブソンは市民の信頼を損う危険性を指摘している。この点について、次の統計調査もギブソンの主張を裏付けている。

まず、選挙資金の寄付は、裁判所の判決に影響を与えると考えるか、という問いについては、大いに与えるとした市民は76%であり、ほとんど与えないとした市民は19%であった。さらに、選挙資金の寄付を受けた裁判官は、審理担当を回避すべきか、という問いに対しては、97%が回避すべきであると回答し、3%が回避すべきでないと回答した。裁判官選挙における裁判官候補者への選挙資金公的助成制度に賛同するかという問いについては、65%が賛同し、26%が賛同しなかった⁽⁷⁸⁾。

(76) 藤倉皓一郎「裁判官を選挙する」時の法令1699号52, 55-57頁（2003）参照。
See Shirley S. Abrahamson, *The Ballot and the Bench*, 76 N. Y. U. L. REV. 973 (2001).

(77) 2007 Missouri Public Opinion Poll on Judicial Selection, *available at* http://www.justiceatstake.org/media/cms/MissouriMemoAndOverall-Results_15E5E80BAC758.pdf. (last visited Oct. 1, 2011)

(78) 2001年のJustice at Stake Campaignによる全国調査。市民1000名による回答に基づく。*Available at* http://www.justiceatstake.org/media/cms/JASNationalSurveyResults_6F537F99272D4.pdf (last visited Oct. 1, 2011)

これら政治学研究ならびに統計調査をふまえて White 判決ならびに Caperton 判決に立ち戻るならば、White 判決の法的・政治的争点についての見解表明制限の違憲無効化は、評価の難しい事例であることが分かる。統計調査の基底にある市民が望む裁判官選挙のあり方から推定すると、基本的には、市民は裁判官のイデオロギーではなくその適性を知りたいと願うはずである。しかし、判決がイデオロギーで決定されるべきと信ずる市民が3割近くにのぼる現実に鑑みるならば、法的・政治的争点に関する見解表明を一律に禁ずる規制は、市民にとっても完全に支持しうるものではなかったと考えられる。他方で、Caperton 判決の、裁判官選挙において選挙資金を受けた裁判官の忌避については、市民の考えと基本的に一致したものとして評価しうるであろう。

C Caperton 事件と制度改革の潮流

1 Caperton 事件の社会的影響

Caperton 判決は、デュー・プロセス条項の不当な拡大事例として反対意見から厳しく批判され、その主要な論点として Caperton 型の忌避申立が大量に行われることが憂慮されていた。しかし、Caperton 判決以降の2年間に於いて、同判決に依拠した裁判官忌避申立事例は連邦裁判所において約30件にとどまり、その内の僅か5件が選挙資金に関連するものであった⁽⁷⁹⁾。

Caperton 事件の影響は、実は二面的な評価が可能であり、合衆国最高裁の法形成の社会的影響を測るうえでの難しさとなっている。すなわち、一方では、Caperton 型の忌避申立事例がほとんどみられないことが、Caperton 事件の影響の少なさを物語るものと考えることができる。しか

(79) Brennan Center for Justice, *Judicial Recusal Reform—Two Years after Caperton*, available at http://www.brennancenter.org/content/resource/judicial_recusal_reform_two_years_after_caperton (last visited Oct. 1, 2011)

し他方で、おそらくより説得的な主張は、Caperton 事件による、裁判官の自発的な回避事例の増大が生じているのではないかという推察である。Shugerman が洞察したように、州裁判官は、忌避申立てが行われて争いになった場合の全国的な注目を避けて、予め回避を行うようになったのかもしれない⁽⁸⁰⁾。今後の Caperton 型の忌避申立と、そこで合衆国最高裁がどのような判断を下すかに着目してゆくべきであろう。

2 Caperton 事件と諸州の制度改革

(A) 裁判官選挙資金公的助成制度

ウェスト・ヴァージニア州知事は、本判決後間もなく司法改革独立委員会（オコナ元合衆国最高裁判所裁判官が委員長）を設置し、同委員会の最終報告書に基づいた司法改革法案を州議会に提出した。2010年3月、州最高裁判所裁判官候補者に対する選挙資金公的助成試行制度（West Virginia Supreme Court of Appeal Public Campaign Financing Pilot Program）が成立した。同制度は、2012年の最高裁裁判官選挙まで試験的に実施される予定である⁽⁸¹⁾。

(B) 裁判官忌避ルールの改定

(1) 選挙資金の寄付に基づく裁判官忌避ルール

2011年8月現在、アリゾナ、カリフォルニア、アイオワ、ミシガン、ミズーリ、ニューヨーク、オクラホマ、ユタ、ワシントンの9州において、Caperton 判決に従った忌避ルール改定が行われている⁽⁸²⁾。これらの忌避ルールにおいては、寄付を受けた裁判官が、当該寄付を行った当事者・代

(80) Shugerman, *supra* note 69.

(81) W. VA. CODE §3-12-1 (2010).

(82) See ADAM SKAGGS AND ANDREW SILVER, PROMOTING FAIR AND IMPARTIAL COURTS THROUGH RECUSAL REFORM (2011). Available at http://www.brennancenter.org/page/-/Democracy/Promoting_Fair_Courts_8. 7. 2011. pdf. (last visited Oct. 1, 2011) See also James Sample, *Court Reform Enters the Post-Caperton Era*, DRAKE L. REV. 787 (2010).

理人の裁判を行う場合に忌避が要求されることが規定されている。この内、特にユタ州とアリゾナ州は、ABA による裁判官行動準則模範規定⁽⁸³⁾の文言を忠実に踏襲して具体的年数・金額を定めており、ユタ州では、裁判官に対して50ドル以上の寄付が過去3年間に行われた場合⁽⁸⁴⁾、アリゾナ州では、州の選挙資金規正法に定められた上限（現行法では840ドル）以上の寄付が過去4年間に行われた場合⁽⁸⁵⁾、と明確に規定されている。また、裁判官行動準則模範規定の文言は踏襲しないものの、カリフォルニア州では、1千5百ドル以上の寄付が過去6年以内に行われた場合⁽⁸⁶⁾、ニューヨーク州では、2千5百ドル以上（集団訴訟では3千5百ドル以上）の寄付が過去2年以内に行われた場合⁽⁸⁷⁾に忌避が要求されるとしており、Caperton 判決における選挙資金の金額ならびに経過年数の曖昧性を解消する努力が行われている。これらの9州に加えて、さらにジョージア州とテネシー州においても忌避ルールの改定が進行中である⁽⁸⁸⁾。

（2）忌避決定過程の客観化—全員法廷による忌避決定

Caperton 事件では、多額の選挙資金の寄付によって忌避申立てを受けたベンジャミン裁判官は、当該事件の裁判を行う適格性について自らが判断し、繰り返し適格であるとしたため、結果として忌避は実現しなかった。そこで、裁判官の忌避判断にあたっては、忌避申立てを受けた当事者たる裁判官が主観的に判断を行うのではなく、全員法廷が客観的に判断を行うのが望ましいと思われる。Caperton 事件以降、唯一ミシガン州がこの点についての忌避ルールの改定を行っている。すなわち、もし裁判官が

(83) *Supra* note 45.

(84) UTAH CODE OF JUDICIAL CONDUCT, Canon 2, Rule 2.11, paragraph (A) (4) (2010).

(85) ARIZ. CODE OF JUDICIAL CONDUCT, Canon 2, Rule 2.11, paragraph (A) (4) (2010).

(86) CAL. CIV. PROC. CODE §107.1 (A) (9).

(87) N. Y. RULES OF THE CHIEF ADMINISTRATOR Part 151.1. Available at <http://www.nycourts.gov/rules/chiefadmin/151.shtml> (last visited Oct. 1, 2011)

(88) Skaggs and Silver, *supra* note 82.

忌避申立てを退けた場合には、当事者は全員法廷へ申立てを行うことができ、全員法廷は新たに忌避申立ての審査を行うことができるとする条項⁽⁸⁹⁾が同州裁判所規則において規定されている。

結 論

I 章では、裁判官公選制度の制度的展開を概観し、現代の裁判官選挙の党派政治化と選挙資金の流入を描出した。裁判官公選制は、市民が直接裁判官を選出するという民主主義の理念とともに、その民主的正統性によって政府の他部門から独立した司法を樹立し、公正な裁判を実現してゆくという趣旨も備えていたといえる。その後の、非党派の裁判官選挙、さらにメリット・プランの導入は、裁判官選挙という仕組みの中で、可能な限り公正な裁判の実現を模索してゆく試みであった。しかし、現代アメリカにおいて、イデオロギー的分極化が進行して利益集団の介入がますます顕著になり、選挙資金の流入がかつてない規模で行われるようになった。選挙資金を規制する手段は、2002年の White 判決では、裁判官候補者の言論の自由が擁護されたことから困難になり、さらに2010年の Citizens United 判決によって法人による無制約の独立支出にさらされる危険性が高まっている。このような状況下において、公正な裁判を実現するためには、裁判官の忌避ルールが特に求められることになった。

II 章では、裁判官選挙資金とデュー・プロセスを取り扱い、ABA による裁判官模範行動倫理規程の忌避ルール、合衆国最高裁判所による忌避ルールを整理した後、重要判決である2009年の Caperton 判決を中心に検討を行った。本件は選挙資金の際限のない流入のなかで、忌避要件の認定による公正な裁判の実現という最低限の歯止めをかけた判決として、積極的に評価されるべきであろう。

(89) MCR 2. 003 (D) (2010).

III章では、裁判官選挙をめぐる裁判官と市民の関係をみるべく、White 判決と Caperton 判決で共通する裁判官モデルを同定し、それに対する市民の信頼について考察した。裁判官の見解表明について、裁判官と市民との間の討議という側面に着目すれば、むしろ市民の裁判所への信頼を高めることになる可能性を指摘できる。しかしながら、それに付随する選挙資金の流入は、市民の裁判所への信頼の基盤を掘り崩すことになるように思われる。Caperton 判決に呼応した諸州の多様な制度改革の試みは、裁判官選挙資金とデュー・プロセスの問題の解決のみならず、より基底的な価値である、公正な裁判所に対する市民の信頼の確保へとつながるものであろう。

最後に、近年の新しい裁判官選挙の党派政治化事例の指摘を行いたい。アイオワ州において、同性婚を禁じた州制定法を州憲法の平等保護条項から違憲無効とした最高裁裁判官に対する信任反対運動が繰り広げられ、その結果、2010年のメリット・プランにおける定期的信任投票において、3名の裁判官が信任を拒否された。本件の Caperton 事件との類似点は、莫大な選挙資金の流入であり、相違点は、大量の資金が利益集団を通じて州外からも投入されてきたことである⁽⁹⁰⁾。さらに本件が重要であるのは、憲法領域について、従来は合衆国最高裁判所裁判官の任命過程に利益集団が積極的に介入をしていたのに対して、州最高裁判所への介入を本格的に開始した点であろう。このことは、人権擁護における州最高裁の重要性の増大を示すとともに、今後ますます裁判官選挙が党派政治化してゆくことを暗示している。

本稿の知見から示唆されるのは、おそらく、アイオワ州における裁判官選挙は、市民による憲法的討議という側面で一定のメリットがあったであ

(90) Interview with Roy A. Schotland, Professor, Georgetown Law Center in Georgetown Law, DC (February 6, 2011). Roy A. Schotland, *Iowa's 2010 Judicial Election: Appropriate Accountability or Rampant Passion?*, 46 CT. REV. 68, 70-71 (2011) See also David E. Pozen, *What Happened in Iowa?* 111 COLUM. L. REV. SIDEBAR 90 (2011).

ろうということである。そしてより重要な点は、裁判官選挙に選挙資金が過大に流入するなかで、裁判官が利益集団の影響を受けずに法と憲法に従った公正な裁判を保障しうる、デュー・プロセスを確保する枠組みが求められているということである。

※本研究は、科学研究費補助金・若手研究B（22730010）の研究成果の一部である。